

文教委員会資料

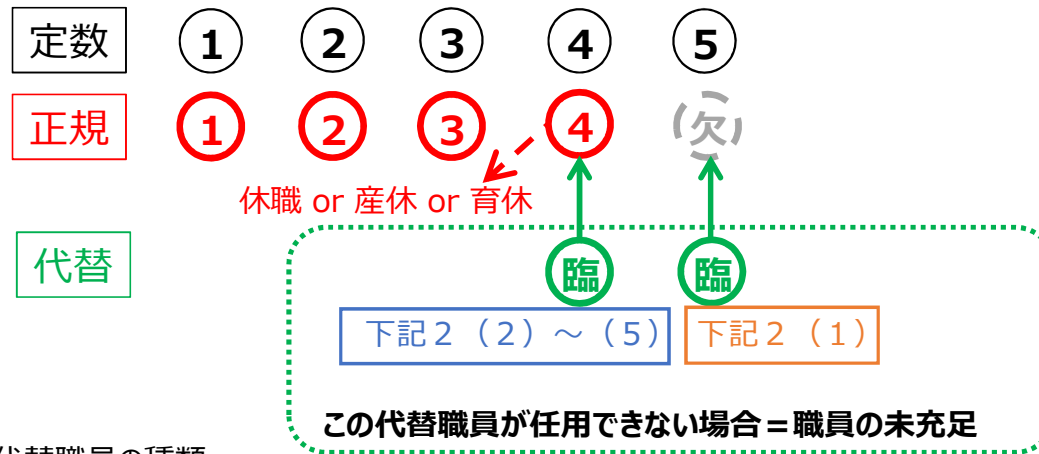
請願の審査

請願第17号 教職員の未配置解消で、子どもたちが安心して学べる学校を求める請願

資料1	欠員臨任及び代替職員について
資料2	総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」（平成30年10月）
資料3	川崎市立学校教員の定数・新規採用者数及び欠員状況の推移
資料4	川崎市立学校教員の産育休取得者数及び休職者数の推移
資料5	川崎市立学校教員の欠員及び産育休等代替教員の未充足の状況
資料6	川崎市立学校における教員不足への対応状況（小学校）
資料7	川崎市立学校教員の事由別退職者数及び退職率の推移
資料8	文部科学省「新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）」（令和6年度予算説明資料）
資料9	文部科学省「令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況のポイント」 （令和5年12月25日公表）
資料10	川崎市立学校教員採用試験の実績と辞退者数の推移
資料11	公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和5年度）
資料12	川崎市立学校教職員の睡眠時間
資料13	川崎市立学校における教員の人材確保に向けた取組
資料14	川崎市教職員のこころの健康づくり指針
資料15	教職員勤務実態調査における取組
資料16	請願に対する本市の考え方

令和6年10月8日
教育委員会事務局

1 代替職員の配置イメージ



2 代替職員の種類

任用形態	任用種別	任用する条件	根拠法
臨時的任用	(1) 欠員臨任	欠員を生じた場合	地方公務員法第22条の3
	(2) 休職臨任	休職が発令された場合	地方公務員法第22条の3
	(3) 産休臨任	女子教職員が出産をする場合	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条
	(4) 育休臨任	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年未満のとき	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号
育児休業代替任期付	(5) 育休任期付	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年以上のとき（本市では育児休業2年度目以降に適用）	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号
一般任期付	(6) 一般任期付	当面の間の学級数の増加（定数増）に対応する場合	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条

Ⅱ 2（3）臨時的任用の適正確保

改正法においては、国家公務員の取扱いを踏まえ、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを新たに要件に加え、常勤職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な者が充当されていない場合に限定しています。

したがって、臨時的任用職員については、フルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び手当が支給されることとなります。また、給料等の水準については、常勤職員の給料と同様に、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則等の趣旨を踏まえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定することが必要です。

Ⅲ 3 臨時的任用（問3－1～6）

問3－3 臨時的任用について、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」という要件が新たに追加されたが、例えば学校の教員の場合、どのような場合であれば、臨時的任用が可能なのか。

- 例えば、学校の教員については、児童生徒数の減少傾向に不確定要素があったり、当該年度の児童生徒数が年度の開始時点で確定しなかったりするなどして、これに対応した時限的に確保が必要となる教員数を一定の確度で見込めない時には、必要となった教員の職を「臨時の職」と捉え、かつ「常時勤務を要する職」に該当する場合には、臨時的任用により、教員を採用することは可能である。

川崎市立学校教員の定数・新規採用者数及び欠員状況の推移

資料 3

※定数は、令和2年度 6,111人から令和6年度 6,478.16人まで、367.16人の増加

※欠員は、令和2年度 223人から令和6年度 259.5人まで、36.5人の増加

【教諭】

(単位 人)

校種	内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	定数	3,569	3,582	3,686.5	3,766.67	3,847.08
	新規採用者	180	148	182	228	192
	欠員	71	78	90	59.5	98.5
中学校	定数	1,770	1,765	1,787.5	1,814.8	1,869.75
	新規採用者	88	44	71	85	122
	欠員	81	98	96	126	97
高等学校 (全・定)	定数	400	398	397	397	395
	新規採用者	13	11	11	20	21
	欠員	42	39	40	31	28
特別支援学校	定数	372	366	353	345.2	366.33
	新規採用者	31	19	14	25	23
	欠員	29	24	32	22	36
合計	定数	6,111	6,111	6,224	6,323.67	6,478.16
	新規採用者	312	222	278	358	358
	欠員	223	239	258	238.5	259.5

※各年度5月1日時点（新規採用者数のみ4月1日時点）

※養護教諭、栄養教諭を除き、実習助手を含む。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準移管する法律（昭和33年法律第116号）第18条に定めるもの（18条定数）は含まない。

※小数点以下の数値は、産育休等の前倒し任用や再任用短時間勤務職員等を任用しているために生じている。

1 産休（産前産後休暇）取得者数 （単位 人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (9月1日までの数値)
	226	248	236	240	121

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

2 育児休業取得者数 （単位 人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (9月1日までの数値)
男	7	23	36	58	54
女	374	414	404	410	288
合計	381	437	440	468	342

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

3 休職者数 （単位 人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (9月1日までの数値)
男	20	23	36	43	17
女	61	63	65	70	36
合計	81	86	101	113	53

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

川崎市立学校教員の欠員及び産育休等代替教員の未充足の状況

資料 5

※令和6年度は令和5年度と比べ、小学校、特別支援学校の未充足が大幅に増加
 小学校 66人増（約2.6倍） 特別支援学校 11人増（6.5倍）

※欠員数は令和5年4月から令和6年2月までに27人の増加

※産育休取得者は令和5年4月から令和6年2月までに106人の増加

※休職者数は令和5年4月から令和6年2月までに27人の増加

（単位 人）

令和6年度	校種	4月5日時点							9月1日時点						
		未充足計	欠員	欠員未充足	産育休取得者	産育休代替未充足	休職者	休職代替未充足	未充足計	欠員	欠員未充足	産育休取得者	産育休代替未充足	休職者	休職代替未充足
	小学校	106.5	99.5	65.5	193	30	22	11	132	100	56	242	59	25	17
令和5年度	中学校	7	97	4	57	2	8	1	18	100	9	68	5	11	4
	高等学校	5	27	3	10	0	3	2	5	28	3	9	0	2	2
	特別支援学校	13	32	11	26	1	3	1	16	35	14	29	1	2	1
	計	131.5	255.5	83.5	286	33	36	15	171	263	82	348	65	40	24

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

（単位 人）

令和5年度	校種	4月6日時点							2月1日時点						
		未充足計	欠員	欠員未充足	産育休取得者	産育休代替未充足	休職者	休職代替未充足	未充足計	欠員	欠員未充足	産育休取得者	産育休代替未充足	休職者	休職代替未充足
	小学校	40.5	58.5	22.5	202	13	16	5	103	70	29	269	47	37	27
令和6年度	中学校	8	126	2	56	3	14	3	23.5	137.5	5.5	83	9	15	9
	高等学校	11	37	6	7	3	3	2	9	40	8	11	1	4	0
	特別支援学校	2	21	0	22	2	1	0	7	22	1	30	2	5	4
	計	61.5	242.5	30.5	287	21	34	10	142.5	269.5	43.5	393	59	61	40

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

川崎市立学校における教員不足への対応状況（小学校）

資料6

1 小学校における学級編制の弾力的運用（義務標準法による学級編制の標準（令和6年度は5年生まで35人、6年生40人）を超える編制）の実施状況

	古市場小学校	宮前平小学校	富士見台小学校	宮崎台小学校
令和6年度 (4校5学級)	4年71人2学級 (35人、36人)	5年106人3学級 (35人×2、36人)	1年177人5学級 (35人×3、36人×2)	2年141人4学級 (35人×3、36人)
令和5年度	3年67人2学級	4年105人3学級	－	1年141人5学級

2 小学校における学級担任不足への対応状況

学級担任 不足の学校数	学級担任 不足への対応		通常学級	特別支援学級
5月1日は11校 ↓ 9月1日は18校	①教務主任又は支援教育コーディネーターの どちらかが 学級担任を実施	5月1日	3校（3学級）	7校（7学級）
		9月1日	11校（11学級）	7校（7学級）
	②教務主任及び支援教育コーディネーターが ともに 学級担任を実施	5月1日	1校（1学級）	1校（1学級）
		9月1日	なし	なし
	③校長、教頭、教務主任及び支援教育 コーディネーターが学級担任を実施	5月1日	なし	なし
		9月1日	なし	なし

3 加配定数を担任に充てている小学校の状況

令和6年5月1日は114校中62校において、加配定数を担任に充てて対応（合計 93.5人）

令和6年9月1日は114校中**71校**において、加配定数を担任に充てて対応（合計**110.0人**）

加配定数		教科担任制	専科	英語専科	特別支援学級 複数	国際教室	通級指導教室	初任者研修	その他
学校数 (延数) (校)	5月1日	12	24	4	6	7	1	2	39
	9月1日	14	26	4	4	11	1	5	47
人数(人)	5月1日	11.5	24	3.5	6	7	2	2	37.5
	9月1日	13.5	26	3	4	12	1	4.5	46

※ 定数0.5人には短時間勤務職員を配置

川崎市立学校教員の事由別退職者数及び退職率の推移

資料 7

退職事由	退職者数／退職率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家事専念等	退職者数（人）	19	24	16	30	56
	退職率（％）	0.34	0.43	0.28	0.53	0.98
転居	退職者数（人）	9	6	17	11	8
	退職率（％）	0.16	0.11	0.30	0.19	0.14
転職 （官公署）	退職者数（人）	25	44	47	41	46
	退職率（％）	0.45	0.78	0.84	0.73	0.80
転職 （民間）	退職者数（人）	20	25	8	18	33
	退職率（％）	0.36	0.44	0.14	0.32	0.58
進学	退職者数（人）	3	0	0	0	2
	退職率（％）	0.05	0.00	0.00	0.00	0.03
私傷病	退職者数（人）	11	8	15	19	21
	退職率（％）	0.20	0.14	0.27	0.34	0.37
勸奨	退職者数（人）	17	13	12	26	15
	退職率（％）	0.31	0.23	0.21	0.46	0.26
その他	退職者数（人）	3	4	6	6	8
	退職率（％）	0.05	0.07	0.11	0.11	0.14
定年外 退職合計	退職者数（人）	107	124	121	151	189
	退職率（％）	1.93	2.20	2.15	2.67	3.30
定年	退職者数（人）	108	102	116	120	0
	退職率（％）	1.95	1.81	2.07	2.12	0.00
合計	退職者数（人）	215	226	237	271	189
	退職率（％）	3.89	4.02	4.22	4.80	3.30

※校長、副校長、教頭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

※一般任期付職員は含まない。

※令和5年度は定年退職年齢引上げのため、定年退職者は0人

※退職率＝該当年度の退職者数÷該当年度5月1日の職員数×100

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）



文部科学省

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度予算額
(前年度予算額)1兆5,627億円
1兆5,216億円

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,660人を改善。さらに、定年引上げに伴う特例定員の活用により、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

・教職員定数の改善 +123億円（+5,660人） ・定年引上げに伴う特例定員 +93億円（+4,331人） ・教職員定数の自然減等 ▲168億円（▲7,776人）
・教職員の配置見直し ▲12億円（▲550人） ※このほか、人事院勧告による給与増等がある。

① 小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○ 小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教師の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導担当教師の計画的な配置充実を図る。

なお、令和7年度までの2か年分の改善数を計上し、当初の予定から1年前倒して実施することにより取組の強化を図る。（改善総数は3,800人）

（小学校高学年における教科担任制に係る改善数）

年度	R4	R5	R6	R7
改善数	950	950	1,900 (950×2か年分)	(950)



（優先的に専科指導の対象とすべき教科）

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教師の活用も想定。

③ 様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 150人 + 4,331人

- ① 中学校における生徒指導や学びの多様な学校等への支援 +60人
- ② 離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ③ チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
（主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善）
- ④ 貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,331人)の活用。

② 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等 3,610人

○ 小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正に基づき、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

（参考）35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○ 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

（平成29年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導の充実 +122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲116人

※指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

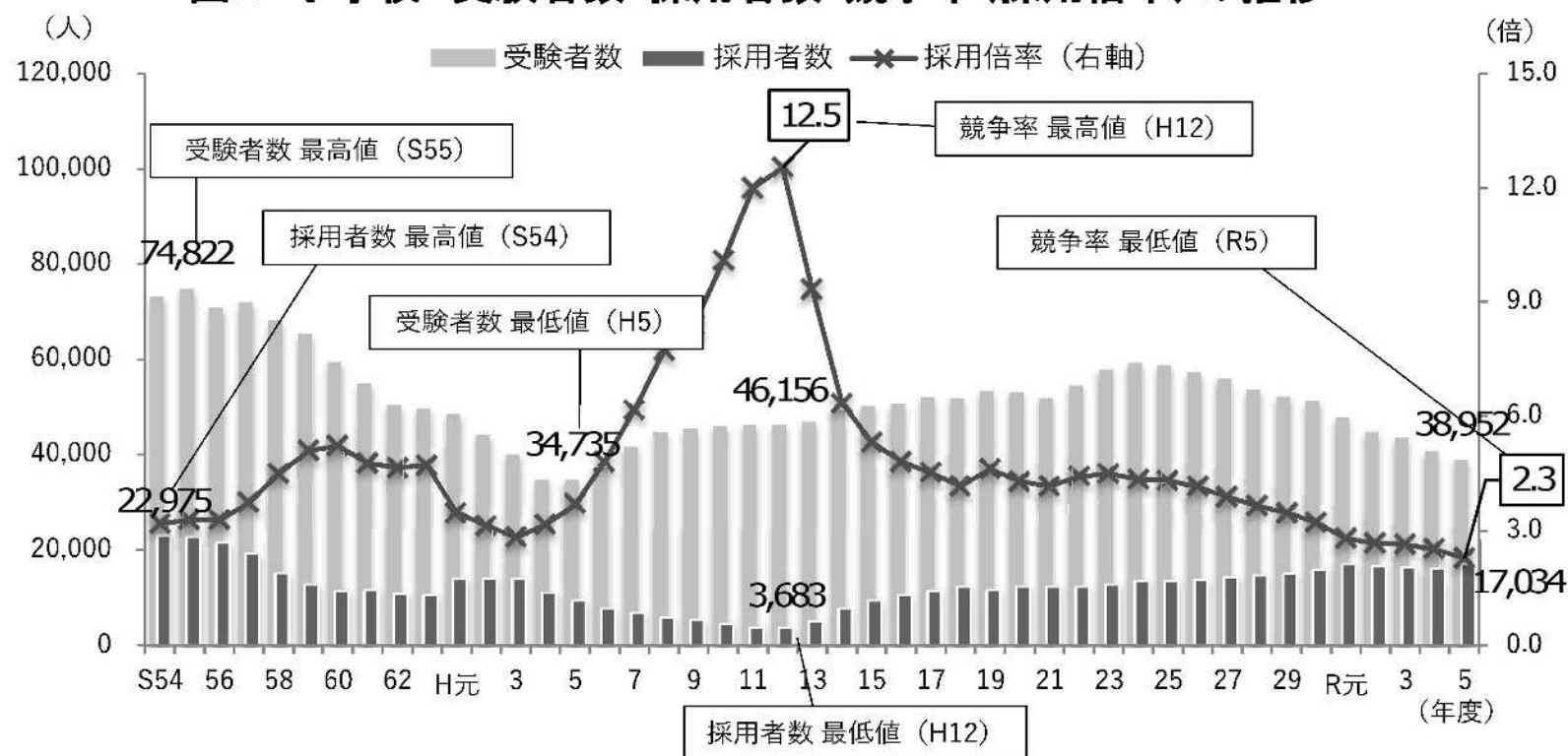
（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途予算に計上（11億円）【復興特別会計】

（担当：初等中等教育局財務課）

1. 小学校 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）

- 競争率（採用倍率）は、2.3倍（過去最低）で、前年度の2.5倍から減少
- 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和5年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の17,034人であり、これは昭和58年度以降、最多となっている。
- 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある。

図2 小学校 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移

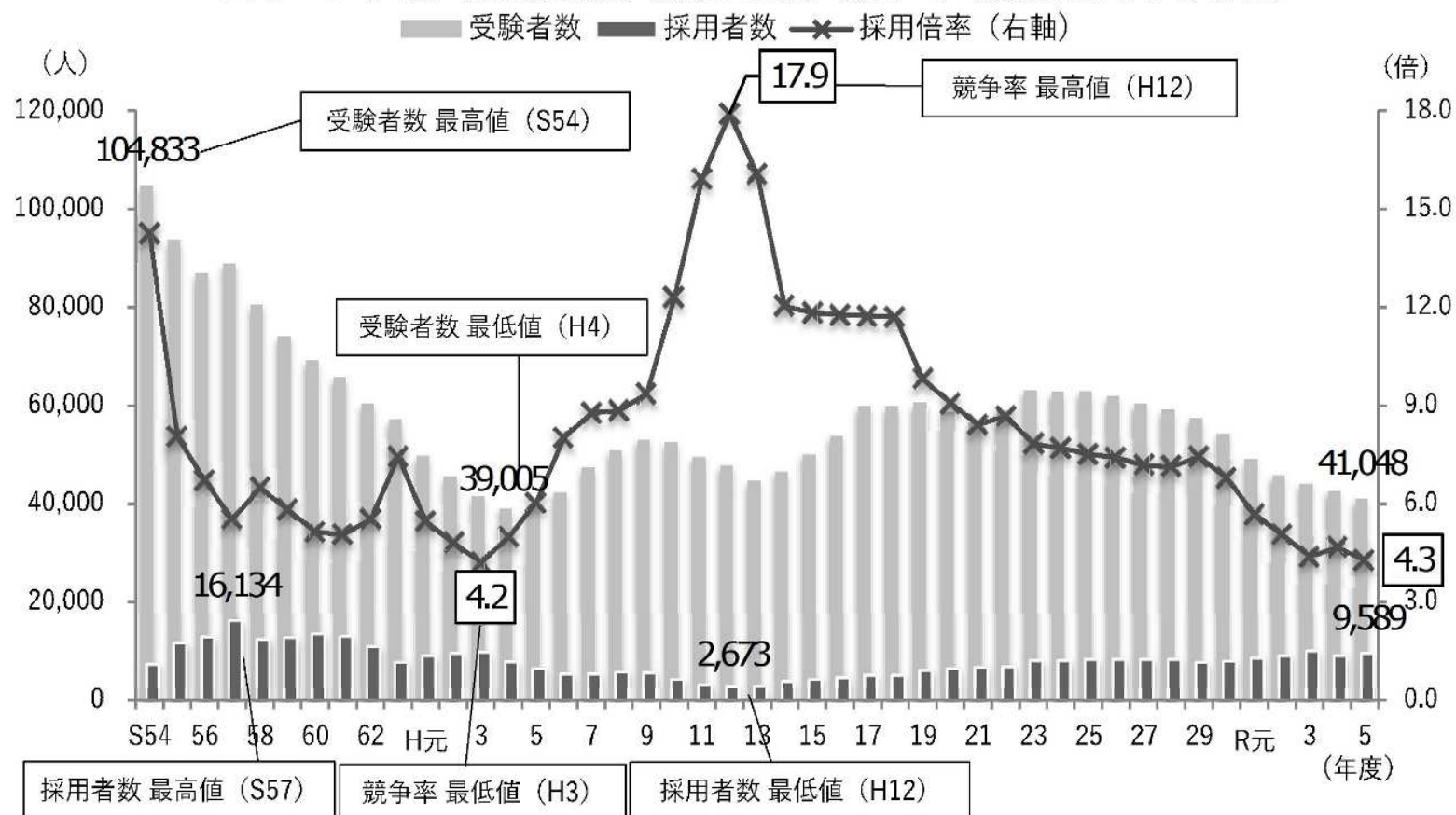


2. 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

○中学校の競争率(採用倍率)は、4.3倍で、前年度の4.7倍から減少

- ・採用者数は、9,589人で、前年度に比較して437人増加
- ・受験者数は、41,048人で、前年度に比較して1,539人減少

図3 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

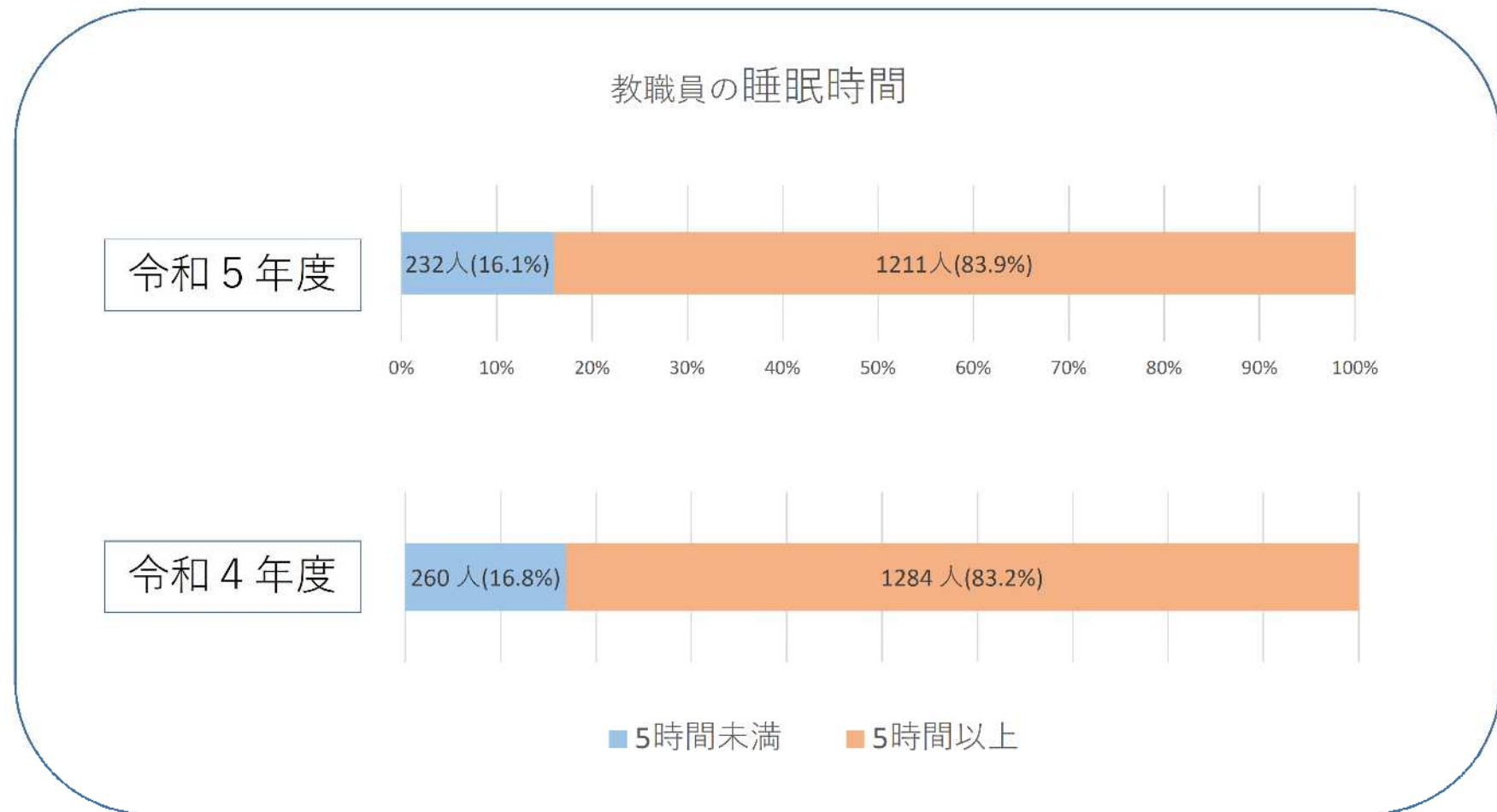


試験実施年度	内訳	小学校	中学校／高等学校	特別支援学校
令和5年度	募集者数	220人程度	100～115人程度	20人程度
	応募者数(人)	532	506	81
	受験者数(a)(人)	463	426	68
	合格者数(b)(人)	252	159	25
	令和6採用者数(c)(人)	192	139	23
	採用辞退者数(d)(人)	60	13	2
	合格倍率(a/b)	1.8	2.7	2.7
	採用倍率(a/c)	2.4	3.1	3.0
	辞退率(d/b)(%)	23.8	8.2	8.0
令和4年度	募集者数	220人程度	90～95人程度	15～20人
	応募者数(人)	563	486	70
	受験者数(a)(人)	500	416	65
	合格者数(b)(人)	285	109	28
	令和6採用者数(c)(人)	227	104	27
	採用辞退者数(d)(人)	53	5	0
	合格倍率(a/b)	1.8	3.8	2.3
	採用倍率(a/c)	2.2	4.0	2.4
	辞退率(d/b)(%)	18.6	4.6	0.0
令和3年度	募集者数	190人程度	50～55人	10人程度
	応募者数(人)	514	434	65
	受験者数(a)(人)	443	375	59
	合格者数(b)(人)	210	83	18
	令和6採用者数(c)(人)	182	81	15
	採用辞退者数(d)(人)	26	3	2
	合格倍率(a/b)	2.1	4.5	3.3
	採用倍率(a/c)	2.4	4.6	3.9
	辞退率(d/b)(%)	12.4	3.6	11.1
令和2年度	募集者数	160人程度	55人程度	20～25人
	応募者数(人)	519	456	82
	受験者数(a)(人)	469	418	73
	合格者数(b)(人)	163	55	20
	令和6採用者数(c)(人)	148	51	20
	採用辞退者数(d)(人)	16	4	1
	合格倍率(a/b)	2.9	7.6	3.7
	採用倍率(a/c)	3.2	8.2	3.7
	辞退率(d/b)(%)	9.8	7.3	5.0
令和元年度	募集者数	180人程度	85人程度	25人程度
	応募者数(人)	605	472	82
	受験者数(a)(人)	577	452	73
	合格者数(b)(人)	224	105	31
	令和6採用者数(c)(人)	180	99	32
	採用辞退者数(d)(人)	43	5	0
	合格倍率(a/b)	2.6	4.3	2.4
	採用倍率(a/c)	3.2	4.6	2.3
	辞退率(d/b)(%)	19.2	4.8	0.0

	政令指定都市名	正規教員の割合（％）
1	仙台市	98.5
2	名古屋市	96.1
3	福岡市	94.9
4	川崎市	94.6
5	横浜市	93.8
5	新潟市	93.8
7	相模原市	92.4
7	神戸市	92.4
9	北九州市	92.3
10	札幌市	92.2

	政令指定都市名	正規教員の割合（％）
11	千葉市	92.1
11	大阪市	92.1
13	静岡市	91.5
14	京都市	91.3
15	浜松市	90.8
16	熊本市	89.5
16	さいたま市	89.5
18	広島市	86.8
19	岡山市	85.7
20	堺市	83.9

（文部科学省資料より作成）



(令和5年度回答者数 1,443人 令和4年度回答者数 1,544人)

産業医職場巡視アンケート

職場巡視実施校の教職員に任意で回答いただくもので、産業医が職場巡視では直接確認することができない項目を評価し、職場や職員の健康維持・増進につなげるために実施

項目	具体的な対策								
任用方法	一般任期付教員採用選考の実施 (採用人数は令和4年度64人、令和5年度42人、令和6年度64人)						一般任期付教員から正規教員に合格		
							令和5年度採用	令和6年度採用	
							31人	20人	
	令和6年7月までの 産育休予定者 の一部について、 代替の臨時的任用教員予定者を年度当初から前倒し任用 (小学校24人、中学校11人、高等学校1人、特別支援学校4人)								
	令和6年8月以降の 産育休予定者 の一部について、 代替の臨時的任用教員予定者を非常勤講師として前倒し任用 (小学校8人、中学校7人、高等学校1人)								
人材育成 ・ 人事配置	中学校から小学校への異動による専科教員を配置 (令和4年度12人、令和5年度5人、令和6年度11人)								
	中学校教員等の小学校教員免許等取得費を予算化 (令和4年度3人、令和5年度9人、令和6年度10人 ⇒ 実績 令和4年度2人、令和5年度9人、令和6年度6人)								
	育児短時間勤務制度の積極的な運用 (令和3年度5人、令和4年度21人、令和5年度35人、令和6年度48人)								
臨時的任用教員 ・ 非常勤講師登録	臨時的任用教員、非常勤講師の臨時登録会（土曜、夜間）の実施						令和5年度 任用につながった件数		
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 9月1日時点	登録会の種類	実施回数	任用者数
	回数	4	14	49	43	12	通常の登録会 (毎週火曜)	49	24
							臨時登録会	43	23
	ペーパーティーチャー向け個別相談会の開催 (令和4年度 2回実施 26人、令和5年度 1回実施 23人、令和6年度 11月実施予定)								

項目	具体的な対策							
正規教員採用試験	正規教員の 採用試験の早期化 として、小学校における 大学3年生を対象とした受験区分の新設 (令和5年度は30人程度募集32人合格、令和6年度は50人程度募集53人合格)							
	正規教員への 受験機会を拡充 し、 優れた人材、多様な人材の更なる確保 を目的とした 秋期選考の実施 (令和6年度は小学校50人程度募集、特別選考C(ジョブ・リターン制度) 小学校、中学校／高等学校、特別支援学校10～30人募集)							
	市内・市外・大学での 採用試験説明会 の実施(令和6年3月から一般向けオンライン説明会を実施) 説明会の開催実績							
	説明会		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			春	秋	春	秋	春	秋
	市内会場 (オンライン説明会を含む)	回数	2	中止	4	1	5	1
		参加者数	170		258	63	247	55
	市外会場	回数	2	—	4	—	4	—
		参加者数	36	—	70	—	109	—
	大学会場 (オンライン、訪問のみを含む)	回数	49	57	84	94	82	84
		参加者数	498	615	583	1,051	840	744
	計	回数	53	57	92	95	91	85
		参加者数	704	615	911	1,114	1,196	799
	SNS活用等情報発信の強化 (X 投稿数 令和3年度は33回、令和4年度は682回、令和5年度は1,632回、令和6年度(9月1日時点)は181回)							
	学校見学会の実施 (令和5年度から再開) (教員を目指す学生やいわゆるペーパーティーチャーを対象とし、授業参観や現職教員との懇談等を全校種で実施)							
	加点措置の工夫 (令和2年度は 複数免許加点導入 、令和3年度は 英語資格加点導入 、令和4年度・令和5年度は 複数免許加点対象拡大)							
	小学校における 大学推薦対象大学の拡大 (在籍大学と提携大学での単位認定による小学校免許取得見込者を対象に追加)							
	地方会場試験 (令和2年度、令和3年度は中止)の 再開及び新設				地方会場受験者の採用者数(採用延期者含む)			
	年度	会場	令和4年度実施		令和5年度実施			
	令和4年度・5年度	2会場(愛知、宮城)	愛知		30		40	
	令和6年度	3会場(愛知、宮城、兵庫)	宮城		9		8	

【川崎市教職員のこころの健康づくり指針】

令和4年3月策定
取組期間 令和4～7年度

基本方針

子どもたちの輝く笑顔と豊かな学びのためには、教職員の心身の健康は極めて重要です。一人ひとりの教職員が、やりがい、生きがいを感じながら心身ともに健康に働き続けられることを目指し、教職員メンタルヘルス対策に取り組みます。

目 標	評価指標	主な取組
目標1 セルフケア・ ヘルスリテラシーの向上	● 健康診断受診率98%以上 ● ストレスチェック受検率98%以上 ● 定期健康診断結果及び時間外在校等時間において、産業医による面接指導等が必要と判断された教職員の面接指導等100%実施	● 定期健診等健診とストレスチェックの受診・受検勧奨 ● GIGA端末を有効活用した面接、普及啓発及び研修等の実施 ● 教職員の健康意識及び生活習慣の把握・分析 ● 産業医等の面接・相談等の実施 ● 休暇取得状況、時間外在校等時間の把握
目標2 健康で働きやすい 職場環境づくり	● 学校安全衛生委員会の月1回実施100% ● 職場安全衛生検討会の年2回実施100% ● ストレスチェック集団分析結果の共有と職場環境改善の検討100% ● 睡眠に関する職場啓発及び睡眠時間5時間未満の教職員数ゼロ ● ストレスチェック集団分析結果から健康リスク（職場の支援）の平均80点以下	● 安全衛生委員会の適正な実施と年1回の「こころの健康」の研修又は意見交換の実施 ● 安全衛生委員会の実施内容の把握と「こころの健康」に関する研修支援、講師派遣 ● 日常の疲労を回復するための睡眠量・質のモニタリング及び対策の実施 ● ストレスチェック集団分析結果に基づく現状分析及び職場環境改善等の対策の検討・実施 ● 職場環境改善の取組に活用できるツール及び好事例の紹介
目標3-1 メンタルヘルス不調者の早期発見・ 早期対応・療養支援 目標3-2 メンタルヘルス不調者の円滑な職場 復帰・再発防止	● 保健相談員による新任教職員等面談100% ● 保健相談員による復職后面談の実施100% ● 復職後6か月以内の再発ゼロ	● 不調の兆候が見られる教職員への気づきと対応 ● 早期に気づく身近な支援者を育成する仕組みづくりの検討 ● 保健相談員による新任教職員等への巡回相談の充実強化 ● 管理職と保健相談員による復職者への確実な支援 ● 保健相談員の人材育成及び相談の質の向上

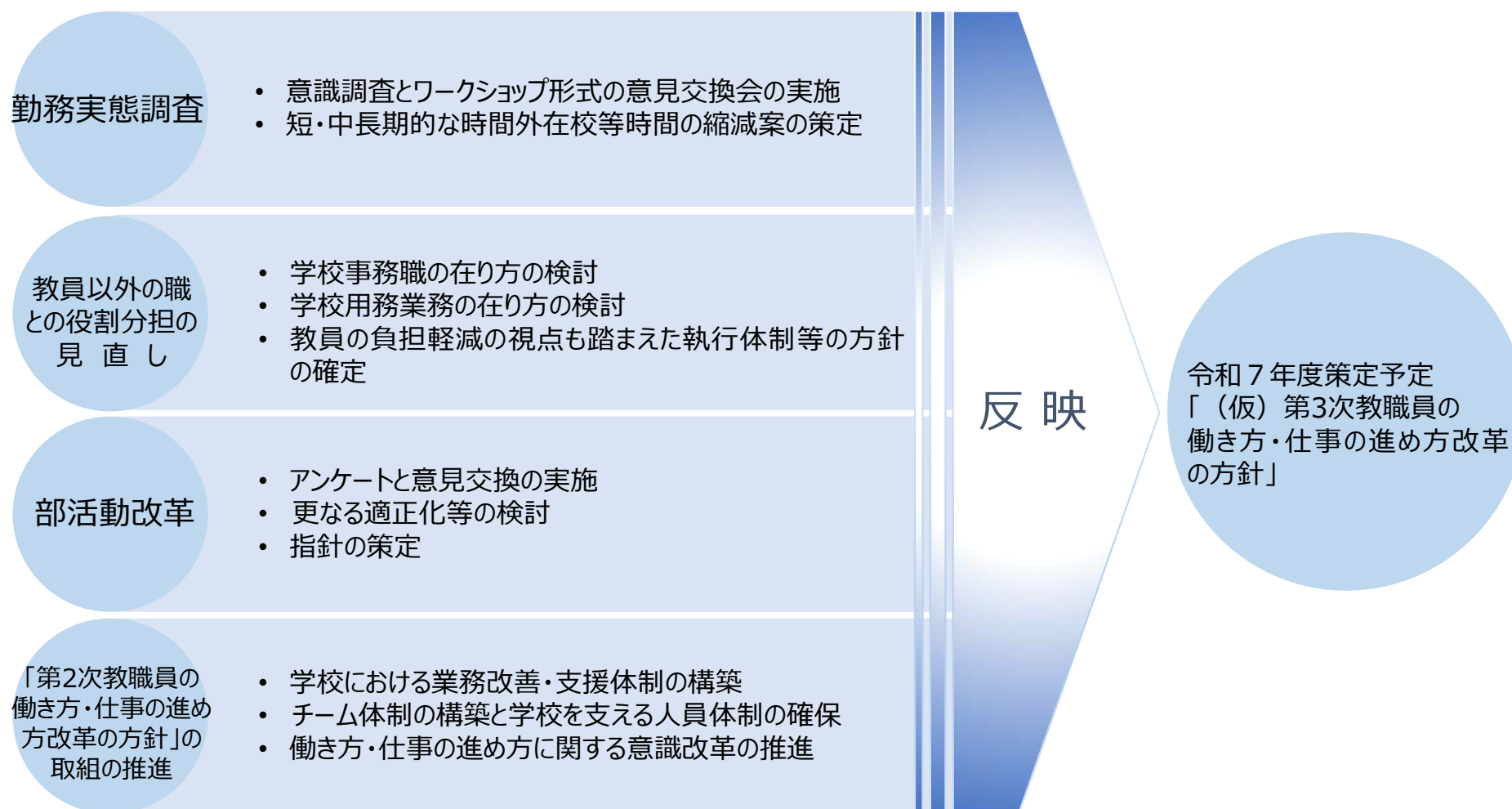
1 取組の概要

■勤務実態調査の目的

教員の長時間勤務の是正に向けて、教員の多忙感と勤務に対する意識調査を実施するとともに、対応すべき課題や解決方策等を、全国の先進的な取組事例等を参考にしながら、校種ごとに整理・共通認識化を図る意見交換会を開催し、「（仮）第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の策定作業の基礎資料とすることを目的とする。

■取組の全体像

勤務実態調査は、その他の主な取組と整合性を図りながら進めていく。



2 令和6年度 意見交換会の概要

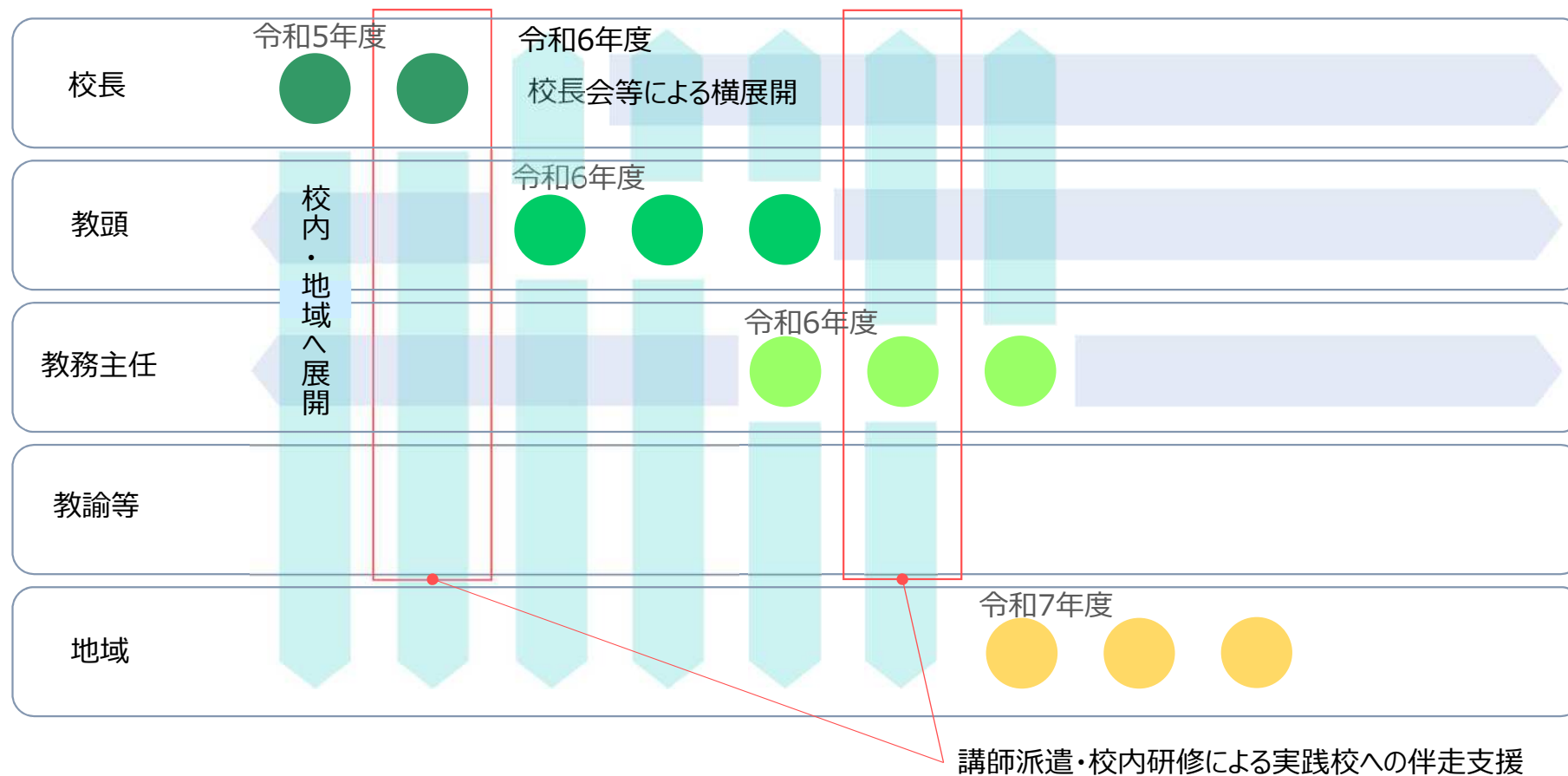
【意見交換会（全2回）の全体の流れ】		
ねらい	昨年度の意識調査の結果を活用し、現状確認及び課題を把握しつつ、既存の概念や業務に捉われない柔軟な発想や、最先端の実践事例等を基に参加者の視野を広げることで、新たな解決の対応の方向性を見出す。	
概要（小中共通）	昨年度描いた方向性を踏まえつつ、各学校で実現できそうなことを模索し、具体的なアクションを検討する。 ＊第1回は地区単位、第2回は全市合同で実施する。	
	校 長	第1回 ・昨年描いた方向性の共有 ・各学校で実現できそうなことを模索する → 第2回（案） ・全校（全役職）で挙げた実現方法のまとめ共有
	教 頭 教務主任	第1回 ・昨年描いた方向性の共有 ・各学校で実現できそうなことを模索する → 第2回（案） ・全校（各役職）で挙げた実現方法のまとめ共有
グランドルール	【ルール① 多様な目線で見つめ直す】 ➢ 「子ども目線」 ⇒ 通い、学ぶという景色 ➢ 「保護者目線」 ⇒ わが子を通わせているという景色 ➢ 「学生目線」 ⇒ 先生になろうという景色 ➢ 「教員目線」 ⇒ たくさんの人生を預かり、育てるという景色 【ルール② 必要なマインド】 ➢ バイアス（当たり前、思い込みや固定観念）を外す ➢ 何の制約もなかったら？で対応策を考える ➢ 義務感ではなく、わくわくする未来かどうかで考え直す ➢ 子どもを主語に先生の主体性を大切にする	
目指す対応の方向性（仮説）	教育委員会事務局の伴走支援を受けながら、学校や教職員が主体的に改善に取り組むことで、最終的には子どもの学びにより良い変化を起こしていく。	教育委員会事務局の伴走支援による環境改善 → 学校の主体的な業務改善 → 子どもの自立した学び

3 令和6年度以降の取組

令和6年度は、学校現場との意見交換や意識調査を実施しつつ、実践校の創出に向けて取組等を進めていく。

- ・ 校長グループに加え教頭や教務主任グループとの意見交換を実施
- ・ 高等学校と特別支援学校の教諭等（学校管理職や実習教諭・実習助手を含む）、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員を含む）、学校事務職員を対象に意識調査を実施
- ・ 働き方・仕事の進め方改革を具現化するために各学校への伴走支援を実施
- ・ 実践校の創出や市内全体に展開するための取組を検討

意見交換会をステージを移しながらの縦横双方へ展開＋伴走支援イメージ図



請願事項「教職員の欠員・未配置をなくし、長時間労働を是正すること」について

（本市の考え方）

長時間労働の是正に向けましては、現在、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、学校における業務改善・支援体制の整備、チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保、意識改革の推進の三つの視点を掲げ様々な取組を進めているところでございます。

全国的に教員の志望者数が減少する中においても、安定的な学校運営を図るために必要な教員を配置することは大変重要な課題であると考えておりますが、長時間労働の是正に向けては、総合的な取組が必要であり、引き続き、人材確保策の強化、働く環境の改善、業務改善の好循環を生み出す、より実効的な対応策を学校現場との対話等を通じて、検討・実施してまいりたいと考えております。

なお、欠員につきましては、学級数の変動、退職者数の見込みなど様々な不確定要素があり、必要となる教員数を一定の確度で見込むことが困難であることから、国の通知のとおり、臨時的任用の制度を活用する必要があるものと考えております。